

古殿町 高齢居住施設 基本構想・計画策定業務プロポーザル 参加表明書提出に係る質問回答書

| 番号 | 該当資料名 | 頁 | 質問事項   | 回答事項   |
|----|-------|---|--|--|
| 1  | 実施要領  | 1 | (1) 提案者は、単独または共同企業体で参加するものとし、単独の場合は協力会社との参加を認める。なお、構成員及び協力会社は(2)から(9)の全ての要件を満たすこと。とあります。共同企業体で参加する場合は、共同企業体として(2)から(9)の全ての要件を満たすことと理解して宜しいでしょうか。 | お見込みの通りです。   |
| 2  | 仕様書   | 1 | 対象敷地内に下記のような施設等がありますが、撤去してよいもの、機能を確保すれば敷地内で移設してよいもの、現状の場所から動かせないものをそれぞれお教えください。<br>・ごみ集積場<br>・消火栓、敷地南端のポール（防災無線でしようか）<br>・建築物（資料館）               | ごみ集積場、消火栓については移設可能とします。建築物（資料館）については、除外を予定しております。「敷地南端のポール」とは無線基地局のことと解しますが、移設は予定しております。 |
| 3  | 仕様書   | 1 | 対象敷地は都市計画区域外になりますが、建ぺい率、容積率60%・200%、道路斜線制限1：1.5と考えてよろしいでしょうか。接道義務などの集団規定はありますか。  | 当町は都市計画区域外となつておりますが、規定がございませんので、ご質問の内容も踏まえてご提案ください。なお、集団規定は設けておりません。                     |
| 4  | 仕様書   | 1 | 隣接する既存の町営住宅について、建築確認を申請した際の敷地に、今回の対象とする土地は含まれていましたでしょうか。または、建築の敷地としては別々ででしょうか。（公図では両方含んで1筆になっていたため確認させていただきました）                                  | 既存町営住宅の建築確認申請については、棟ごとに进行了ため、今回対象としている土地は含まれておりません。                                      |
| 5  | 仕様書   | 1 | 既存の町営住宅前の道路として利用している部分は、道路法または建築基準法上の道路でしょうか。今回計画する施設も利用する道路とみなしてよいでしょうか。  | 今回計画する施設の利用者も使用することができます。  |
| 6  | 仕様書   | 2 | グループホームの建物の構造や階数について想定、あるいは制限はありますか。   | グループホーム建設にあたっての制限は設けておりません。  |
| 7  | 仕様書   | 2 | グループホームを公募する際の仕様書には、高齢者住宅の指定管理業務の仕様も含まれると考えてよろしいでしょうか。   | お見込みの通りです。   |